

H29.12.22 時点

県・地域農業再生協議会担当者用

水田活用の直接支払交付金 平成 29 年度補正予算 Q&A

この予算は国会での審議は未了のものですが、円滑な事業運営のため、現時点での考え方を整理しました。

【総論】

	問い	答え
1	今回の補正予算は、どのような趣旨のもので、具体的にどのような取組に対して支援を行うのか。	<p>今回の補正予算は、29 年産の米粉用米、WCS 用稲等の生産拡大による交付対象面積の増加に伴い所要額が増加したことを踏まえ、水田における作物生産について新たに生産性向上に資する技術の導入目標を拡大する計画を策定した産地の取組を産地交付金により支援するものです。</p> <p>具体的には、県において、生産性の飛躍的な向上を実現する IT 等の革新技術の 30 年度における導入目標等を策定し、水田フル活用ビジョンを改訂した場合、各県への産地交付金の配分額の範囲内において、当該目標を策定した作物の 29 年産作付面積を基本として、県等で定めた面積当たり単価で生産者に交付金を支払うものとなります。</p>
2	30 年度に新たに技術導入することを確約した者のみが、本補正予算による産地交付金（技術導入促進交付金）の交付対象者となるのか。	<p>30 年度に革新技術の導入面積を拡大する目標を掲げた品目（以下「対象品目」といいます。）について、29 年産の作付を行った農業者等が、技術導入促進交付金の交付を受けることができることとしています。</p> <p>なお、29 年度内に 30 年産の作付が開始されている品目は、31 年度の目標を掲げることとなります。</p>

3	技術導入促進交付金の各県への配分額は、どのような考え方で決めるのか。	各県において導入目標として掲げた生産性向上に資する革新技術の拡大面積を基本として、配分額を決定します。このため、拡大面積を設定する予定のない県に対しては、技術導入促進交付金を配分しません。
4	配分された技術導入促進交付金を県で利用する場合、県ではどのようなことが必要か。	自県のビジョンを変更し、革新技術の拡大目標や普及方策等を定めるとともに、対象品目への使途設定を行っていただくこととなります。
5	県に配分された技術導入促進交付金を地域に配分することは可能か。その場合、配分額や使途等に制限はあるか。	配分対象地域においてビジョンを変更し、革新技術の拡大目標や普及方策等を策定すれば、県から地域へ交付金を配分し、地域において使途設定することも可能です。なお、地域への配分割合についての要件は設けませんが、この場合、地域で拡大目標を設定した品目のみ使途設定を行うことができます。
6	技術導入促進交付金において、導入目標を掲げる革新技術とは、具体的にどのようなものか。また、導入目標を掲げる対象作物に制限はあるか。	<p>生産性の向上に資する技術として、対象作業における労働時間又は生産コストを当該県内（使途を地域設定する場合は当該地域内）の慣行栽培と比べて概ね2割以上低減しうる技術（「革新技術」）について、30年度の目標値を掲げていただくこととなります。</p> <p>また、目標値を掲げる対象作物は、所得増加に直接寄与する作物となります。（したがって、景観形成作物等は対象となりません。）</p>

【革新技術の導入目標】

	問い	答え
7	導入する技術として、品種を転換する取組みも含まれるのか。	品種転換については、数年前から計画的に種子を増産する等の準備が必要であり、緊急的に新技術の現場導入を進めていくという本補正予算の趣旨と必ずしも合致するものではありませんが、県や地域において種子の準備が整うのであれば、品種転換を対象から排除するものではありません。すなわち、品種を転換する取組みを革新技術とすることも可能です。
8	単独の技術では2割削減が難しい場合、複数の技術をセットで導入することも認められるか。認められる場合、現状値と目標値をどのように設定すれば良いか。	複数の技術をセットで導入する場合、目的が同じである（例えば、収量の増大による生産コスト低減）など合理的な理由があれば、複数の技術を組み合わせて一つの「革新技術」と見なすこともできます。 この場合、現状値はセット導入の実績値、目標値はセット導入の目標値となります。
9	県の目標値は、県内の各地域の目標値を積み上げる必要があるのか。	必ずしも地域の目標値を積み上げる必要はありません。ただし、県のビジョンにおいては、県内のどのエリアで、どの革新技術を、どの程度導入していくのか、検討していただくこととしています。
10	革新技術の実績値が正確にわからない場合、どのように記入すればよいか。	普及組織等を通じた聴き取り調査のほか、県内における対象資材の販売実績や県内の田畑面積比などを活用し、合理的な算出方法で県内の水田における普及面積を推計していただければ結構です。

11	同一の対象作物に対して、複数の革新技術を導入する場合、実績値及び目標値はどのように設定するのか。	革新技術ごとに、対象作物ごとの実績値・目標値を設定して下さい。なお、各県への配分額の検討に当たっては、対象作物ごとの目標値と実績値の差について、全対象作物の合計値を用いる予定です。
12	複数の対象作物に対して、同一の革新技術を導入する場合、実績値及び目標値はどのように設定するのか。	(同上)
13	二期作や二毛作の場合、実績値及び目標値はどのように設定するのか。	二期作に同じ革新技術を導入する場合、実績値・目標値のいずれも延べ面積を記入して下さい。また、二毛作の場合も、各対象作物毎に実績値・目標値を記入して下さい。
14	県内の慣行栽培とは、どのような栽培法を指すのか。	この場合における慣行栽培とは、概念的にいえば、県内において、各対象作物について最も普及している栽培技術を指します。
15	慣行栽培と比べて概ね2割低減しうる技術であることを説明するため、どのような資料を用意すべきか。	<p>事前に技術導入面積等調査を行いますが、その際に、革新技術等ごとに慣行栽培と革新技術の労働時間又は生産コストの低減効果を説明する資料を添付していただきます。</p> <p>なお、その際の資料については、普及組織や研究機関が作成した報告書、研究論文等が妥当ですが、こうしたものがない場合、例えば資材メーカーが発行しているパンフレット等でも結構です。</p>

16	革新技術について、県や地域のビジョンにおいて地区別の目標面積を記入する様式となっているが、この場合の「地区」とはどの程度の括りを想定しているのか。	特段の定めはありませんが、例えば、県であれば振興局の管轄エリアや作柄表示地帯などの括りが想定されます。また、地域であれば、旧市町村単位など地域において通例的に使用されている農業振興上の括りが想定されます。
----	---	--

【その他】

	問い	答え
17	既に従来枠や産地戦略枠により支援を行っている品目について、技術導入促進交付金で上乗せを行う場合、上限単価5万円/10aは適用されるのか。	上限単価5万円/10aは適用されません。
18	技術導入促進交付金により支援により、当初予定していた交付単価の上限を超える場合もあるが、問題ないのか。	技術導入促進交付金は、当初予定していた取組に対する単価の補填のために行うものではなく、県や地域における革新技術の普及を円滑に行うための呼び水として支援するものであるため、当初予定していた単価の上限との関係をお尋ねすることはありません。農業者等への交付に当たっては、29年度に最終的に交付された単価が来年度以降の単価の前提となるとの誤解が生じないように、交付の趣旨等についてしっかりとご説明下さい。
19	技術導入促進交付金により用途設定された取組について、農業者等から交付申請書を改めて提出していただく必要はあるか。	技術導入促進交付金の用途として設定された取組が、既存の産地交付金の用途として設定された取組と同様のものであれば、改めて交付申請書を提出する必要はありません。 一方、技術導入促進交付金で新たな取組を用途設定した場合は、必要に応じて当該用途の交付金を受けようとする農業者等が交付申請書を再提出していただくこととなります。
20	技術導入促進交付金の支払実績は、他の産地交付金と分けて報告する必要があるのか。	支払実績は、それぞれ区分して報告して下さい。